

令和8年度補助制度のお知らせ

八峰町でチャレンジする事業者を応援します！

町では、町内で事業を行っている事業者や、新たな事業にチャレンジする事業者を応援するため、さまざまな補助制度を実施しています。また、就労している方や求職している方、学生の就業機会を広げるための支援も行っていますので、ぜひご活用ください。

C商品の開発やリニューアル・PRしたい（商品開発・販路拡大支援）

○八峰町地域資源活用商品開発等支援補助金（法人・個人）

対象 地域資源（地場産品）を活用した新商品の開発、既存商品改良、宣伝・販路開拓  
対象経費・補助率・限度額 試作材料費、パッケージデザイン費、外注費等、看板、のぼり等販促グッズ作成費、展示会等参加費（ブース代・旅費等） 対象経費の1/2（上限10万円）



ECサイトを作成



新たに梨ジュース  
梨ジャムを開発

D資格を取得しキャリアアップしたい（資格取得支援）

○八峰町資格取得支援事業（個人・事業所）

対象 八峰町に住所を有する方、従業員等の資格取得にかかる費用を負担した事業所  
対象経費・補助率・限度額 国家資格・検定等（普通自動車免許は除く）資格取得に必須となる講習等の受講料、受験料、登録料 対象経費の1/2（上限 個人10万円、事業所20万円）



介護福祉士



クレーン運転



農薬散布ドローン操作



調理師

●A～Cについて

申込期間 前期：4月1日（水）～5月8日（金）必着  
後期：10月1日（木）～10月30日（金）必着  
補助金額 予算の都合により、補助金額を調整する場合があります。

●Dについて

申込期間 随時受付をしています。  
対象期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日に取得した資格等が対象です。

◎詳細につきましては、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。  
また、ご不明の点は商工観光課までお問い合わせください。

■問合せ先 商工観光課 76-4605

A新たな事業を始めたい（創業支援・新規事業支援）

○八峰町雇用創出支援事業（法人・個人）

対象 新規事業開始（創業）に取り組み、町民1名以上を常用雇用して行われる事業

対象経費・補助率・限度額

- ①雇用奨励費 常用労働者の賃金 1名30万円（3名まで2年間）
- ②創業支援費 創業に要する初期費用 対象経費の1/2（上限100万円）



熱調理機器の導入で受注増に対応



再オープンのために敷地内の樹木を剪定

B新たな設備を導入したい（設備投資支援）

○八峰町生産性向上等支援補助金（法人・個人）

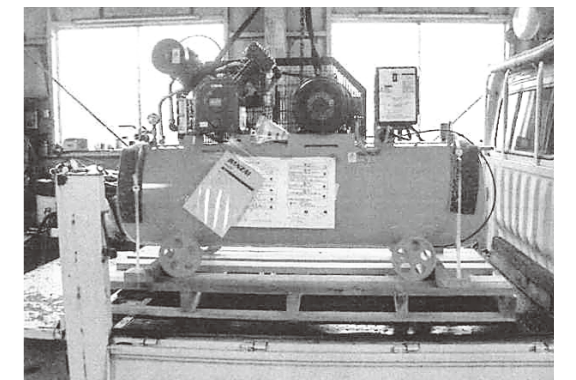
対象 生産性を向上させる設備・機械の導入

対象経費・補助率・限度額

- ①新分野参入・新商品生産のための設備・機械 対象経費の 30%（上限100万円）
- ②既存事業強化のための設備・機械 対象経費の 15%（上限 30万円）



貨物自動車の導入で作業効率を向上



エアークOMPRESSOR導入で  
作業を迅速かつ正確に